

先日のアメリカ大統領選挙で、大方の予想に反してトランプ氏が当選しました。「番狂わせ」と言われましたが、その背景には、一握りの人が富を独占する一方で、大多数の人々が職を失い貧困に苦しみ、不法移民がそれに拍車をかける。そうした状況を変えることができない既成の政治に対する人々の不満や怒りが、大きな原動力になったと言われています。

ひるがえって、日本を見てみると、アベノミクスが行き詰まり、雇用や所得の格差が拡大するとともに、年金や医療などの社会保障も次々に削減され、人々の不満も高まっています。私たちの国でも、こうした国民の声をきちんと受けとめる新しい政治の選択肢が求められています。

知事は、よく、国策だからとか、地元市長の意思を尊重する・・・などと答弁されますが、申し上げるまでもなく県民の代表ですから、常に県民の立場で一人ひとりの県民に優しい政治をしていただきたいと思います。そうすれば、トランプ氏とまではいかないかもしれませんが、知事の人気が一段と高まることと思います。

それでは、県民の視点から、4点質問いたします。

#### 1. F-35B の岩国配備について

昨夜、岩国基地所属のF A 18 ホーネットが高知県沖で墜落したというニュースが入ってきて、改めて米軍基地を抱える町の住民として怖さを痛感したところです。

さて8月末に国から、F-35B ステルス戦闘機の岩国配備について説明があり、その後、疑問点の照会などをした上で、11月8日、知事と岩国市長は、「基地機能の強化には当たらない」として「受け入れ」を表明しました。ところが、その直後に重大事故発生 の情報を得て、翌日には受け入れを「留保」という事態になりました。わずか1日で重要な決定を覆すという失態に、多くの県民は驚くとともに不信の念を抱きました。

先週29日には、国から、今回の事故の原因等について説明がありましたが、ただアメリカ側の報告を右から左に説明するだけで、来年1月配備という計画は既定路線のようでした。これでは、市民の不安は到底解消されません。

一連の経緯を見ていると、事故に関する重要な情報がアメリカ側から提供されておらず、騒音や安全性に関して実質的な協議が何も行われていないのではないかと、日米協議のあり方に根本的問題があるのではないかと思います。

そこで、この間の経緯と今後の見通しについてお聞きいたします。

まず、10月27日にF-35Bが飛行中に火災事故を起こしたという情報は、中国四国防衛局がたまたまインターネットから入手したと聞いていますが、それは事実でしょうか。それまで、アメリカ政府から事故に関する公式な連絡はなかったということですね、確認いたします。

次に、先週の国の説明内容について、お聞きいたします。

米側の一つの調査結果が出たようですが、その発表日時と調査の実施主体がわかれば教えて下さい。初期段階の調査ということですから、最終的な調査結果も近いうちに出されると考えていいのですね。お尋ねいたします。

国の説明によると、事故の原因は、ワイヤーを束ねるブラケット（支持具）に「不具合」を生じ、「破損」したとされています。「不具合」「破損」という言葉には曖昧な部分もありますが、英語では何と申すのでしょうか。また、ただブラケットの破損と言うだけで、その破損の原因に関する具体的説明や写真などは何もなくよくわかりませんが、設計ミスによる強度不足という構造的欠陥があった可能性は否定できないと思われま

す。そうだとすれば、ブラケットそのものの設計変更を行い、改良、再生産し、全ての同種戦闘機のブラケットを改良品に取り替える必要があります。

安全対策についても、「点検」だけで済ませるといふのでは、対策になっていないと思

います。事故原因に関する国の説明を読めば読むほど次々に疑問が出てきますが、こうした点について、知事はどのように考えておられるのですか、教えてください。

安保条約と地位協定により、アメリカには日本における基地の自由使用が認められています。つまり、アメリカにとっては、航空機の配備や運用について、日本側に詳細な説明をする必要はなく、騒音や安全性に関する実質的な協議がほとんど何も行われておらず、地元自治体もそのことは承知の上で、国の言うことをただ聞き、従っているだけというのが実態ではないでしょうか。

岩国市長のユマ基地視察も、受け入れを前提にした形式的なもので、現地で騒音測定さえもさせてもらえず、市民に対する一種のアリバイ作りに過ぎません。

私たちが安全安心を守るために声をあげても、国は形式的にうけとめるだけで、肝腎のアメリカ側にはほとんど届いていないのではないのでしょうか。日米協議のあり方に根本的問題があると思います。それでは、住民の不安や不信感は高まるばかりです。

そこで、お聞きいたします。今回の事故の原因究明と安全対策に万全を期することはもちろんとして、さらに踏み込んで、今後の部隊の配備や運用の変更については、市民の安全安心という視点から、日米間で十分な情報提供と真摯な協議が行われ、そして、事前に地元自治体の意見を聴取する仕組みの導入を求める必要があると思いますが、知事、どのようにお考えでしょうか。

## 2. 愛宕山の法面工事について

愛宕山では、現在、驚くほど立派な野球場や高級住宅が米軍のために急ピッチで建設されています。岩国医療センターの病室からは、その工事の様子を見渡すことができますが、その規模の大きさに驚くとともに、アメリカ軍のために私たちの貴重な税金がつき込まれているのかと思うと何だか悲しくなります。こんな無駄遣いをせず、少しでも私たち国民の福祉の充実のために使って欲しい、税金の使い方が根本的に間違っていると痛感いたします。

そして、愛宕山の周辺あちこちで、無残にも緑の山肌が削り取られ、全面コンクリートで固められつつあります。愛宕山の南側、大型ショッピングセンターのある南岩国方面から見ると、住宅地のすぐ裏山では木々や竹が伐採され、斜面がすべて削り取られ、数十メートルの断崖絶壁のようになり、今まさにコンクリートが吹き付けられる物凄い音がしています。その団地に住む住民の方から、景観や風、気温など生活環境が一変する、大雨の際の土砂崩れなど災害の危険性も高まっていると悲痛な声が届いています。しかも、事前に工事に関する情報提供や説明会なども一切行われず、何も知らされないまま一方的に工事が行われていると、大変怒っておられました。

川には汚れた水や土砂が流れ込み、ホタルの生息環境にも悪影響を与えるのではないかと心配されていました。

周辺各所で同様な工事が始まっており、このままでは、愛宕山の周りの法面がすべてコンクリートで塗り固められてしまいます。豊かな自然環境や平穏な市民生活が破壊され、ふるさとの町が無残にも壊されていく、市街地の真ん中に要塞ができるのかと、見るに忍びません。

この地域は、都市計画区域に指定されていますが、調和のとれたまちづくりを目指す都市計画法の理念にも明らかに反します。

県として、このような実態を把握されていますか。もしわかれば、その施工箇所数、面積、工期など工事の概要を教えてください。

市民感覚からすれば、このような工事が多額の税金を使って何のために行われているのか、全く理解できません。県は、工事の目的をどのように把握していますか。

また、都市計画区域に指定されており、法律に基づく開発許可のほか、環境アセスメントなどの手続きが必要ではないでしょうか。お尋ねいたします。

国により町が破壊されるという事態に対して、県はこれまでどのような対応を取ってこられたのか教えてください。

### 3. 上関原発について

今年8月3日に、突然、上関原発に関する埋立免許期間の延長許可が行われました。しかし、原発の新設に関する国の方針が明確にならない中で、今後、5年、10年と現地では工事がストップしたまま放置されることになるでしょう。実際に埋め立てをする必要があるから、その必要な期間を区切って許可を与えるというのが、法の趣旨であると思いますが、今後いつになったら工事が始まるかわからないのに許可だけ与えるというのは、公有水面埋立法の趣旨に明らかに反すると思います。

前回9月議会でも、この問題を取り上げましたが、残念ながら疑問は少しも解消されませんでした。そこで、今回は、延長許可の法律的問題点、その中でも特に、「延長許可の判断の時点」に絞ってお聞きいたします。

延長許可の判断にあたっては、会社側から申請のあった平成24年10月の時点で合理的理由があるかどうか判断する、つまり、判断の時点は平成24年であることは法律の常識であると思いますが、これに対して、県は、「審査にあたっては、申請時点だけでなく、特に今回においては、将来においても、上関原発が国のエネルギー政策に位置付けられているかどうかを確認して判断する」という趣旨の答弁を繰り返しておられます。

結論から言えば、判断の時点について県は誤った解釈をしており、従って、許可は無効であると思います。

まず、一般論としてお聞きいたします。行政が許可や認可などを行う場合には、申請のあった時点の状況で判断するというのが原則だと思いますが、県はどのようにお考えでしょうか、端的にお答え下さい。

今回は特別に、申請後の状況変化も考慮するとのことですが、どうしてそこまで特別の対応をする必要があるのでしょうか、その理由を教えてください。

また、第5回までの会社側に対する補足説明により、申請時点における上関原発のエネルギー政策上の位置付けが明確になったと答弁されていますが、それでも、その時点で許可ができなかった理由を教えてください。

#### 4. 政務活動費について

あの号泣した兵庫県議会議員以来、領収書の偽造や架空の会議の設定など、政務活動費の不正使用が後を絶ちません。富山市議会をはじめ、いくつもの地方議会で議長や議員が責任をとって辞職するという事態になり、制度のあり方自体に、国民の厳しい目が向けられています。

山口県でも、県民の関心は高く、オンブズマンなどの市民団体やマスコミからは、収支報告書の閲覧や情報公開請求がされていると聞きました。

私は、各地区で開催している県政報告会などで、山口県における政務活動費の趣旨や支給、返還の状況などについて繰り返し説明しています。まず、市議会議員などの1ヶ月数万円という水準に比べて、1ヶ月35万円、年間420万円という支給額の多さを知って驚く人が大部分です。使用方法や返還額などに関して活発な質問が出て、いつも集会が盛り上がります。

私の地元岩国市でも、この機会に実際に各議員の収支報告書を閲覧し、その問題点などを探るとともに、制度の見直しに向けて、提言、要請などを行うという動きもあります。

もちろん、このことは、議会自身に取り組む問題ではありますが、県としても無関係ではなく、その適正化に向けて果たすべき役割と責任があるのではないかと思います。そうした観点から、質問いたします。

まず、現在、政務活動費の不適切な使用があったとしてその返還を求める訴訟が各地で起こされています。その状況を調べていて気づいたことは、多くの場合、議長ではなく知事を被告として、知事に対して、議員への返還請求を行うよう求めていることです。

以前、この件で質問した際に、県は、政務活動費の運用については議会において議論されるべきものと答弁されたと思いますが、本来は知事の権限に属するというのでしょうか。法律的にどのような整理をすればいいのか、少し考えてみたいと思います。

そもそも、政務活動費は、どのような手順、方法で支給されているのですか、議会事務局と会計課の役割分担も含めて教えて下さい。また、政務活動費の支給事務を行う議会事務局の職員の身分はどうなっていますか、ご説明下さい。

収支報告書は、議長に提出されることになっていますが、知事部局がそれをチェックすることはあるのでしょうか。もし、そうした機会がないのならば、知事に返還請求を求めるのはスジが違うと思うのですが、県としてはいかががお考えでしょうか。

関連して、県などの行財政の公正さと効率性などの確保を図るために設けられている監査制度について伺います。財務に関する事務の執行について、監査委員による定期監査が行われています。これは、県の会計事務全般にわたるものだと思いますが、議会事務局により支給される政務活動費はその対象になるのでしょうか。もし、定期監査の対象になるのであれば、毎年、収支報告書もチェックされているのでしょうか。最近の監査報告の中で、政務活動費について指摘が行われた例があれば、教えて下さい。

また、外部の専門家により実施される包括外部監査制度もあると思いますが、その監査の仕組み、対象となる事業の選定方法などを教えて下さい。政務活動費について、これまで実際に包括外部監査が行われたことはあるのでしょうか、教えて下さい。

## 1 2月県議会再質問・再々質問

(再質問)

### 1. F-35Bの配備について

今回のFA18ホーネットの事故への対応について、国や米側に対してどのように対処されるのかまず知事にお伺いいたします。

F-35Bの事故の原因についていろいろお聞きしましたが、質問をひとつくりにしてすべてわかりませんという答弁では納得がいきません。国から形式的な報告を受けただけで、突っ込んだ話し合いは行われなかったようですが、それでは、何もわかりません。こうした不明な点については、前回と同様速やかに国に照会すべきだと思います。調査報告書の原文もぜひ手に入れてください。そうでなければ、議会としても判断のしようがありません。県の考えをお聞きいたします。

### 2. 愛宕山の法面工事について

法面工事の範囲は、約6万平方メートルに上るとのことです。

愛宕山開発事業の施工区域のうち緑地として残される予定だったのが30ヘクタールくらいだったと記憶していますが、今回の法面工事でざっと計算してその約5分の一が失われることとなります。

ここに、24年当時の国による愛宕山整備計画なる資料があります。議会や市民に説明されたものですが、ここに、このように書かれています。

「自然緑地は可能な限り保全する・・・」

この説明に大きく反することになりますが、議会には何も説明がなされていません。県には何らかの説明、協議があったのでしょうか。お尋ねいたします。

法面工事の目的として「周辺地域の安全を確保する」ことが挙げられていますが、災害防止という観点からは、法律に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」「砂防指定地」などの指定が行われています。今回の法面工事の対象範囲にこうした指定区域は含まれているのでしょうか。

この指定がされると、樹木の伐採や土地の掘削など一定の行為が制限され、こうした行為を行う場合には、知事の許可が必要とされていますが、知事の許可を受けているのでしょうか。

また、法面工事の範囲は、場所によっては私有地にまで及んでいると聞いていますが、事実ですか。そうだとすれば、愛宕山の米軍住宅地域の範囲が知らない間に広がっていることとなりますが、その地域と面積がわかれば教えて下さい。

愛宕山は、「用途地域」として「第2種住居地域」に指定されていますが、周辺には「第1種住居地域」があり、そこにはみ出して工事が行われていれば、用途地域の指定に反することとなります。県として、どのように対応されるのか、お聞きいたします。

### 3. 上関原発について

いろいろ御答弁がりましたが、要するに、福島事故を受けて、原発の新增設に関する政府の方針が不透明になっていた。確かに、重要電源地点の指定はそのまま残って

いましたが、現実には上関原発建設の見通しも立たず、引き続き「土地需要がある」とは到底言えない状況であった。従って、その後の政策の変化を加味しなければ、当時の状況だけではどうしても許可できなかったと理解していいのでしょうか。お答え下さい。

しかし、延長許可といえ、あくまで、当初の免許期間が切れる前に、将来に向かってその期間を延長するという意味であり、何年も経った後に、当時に遡って期間を延長するというのは、そもそも日本語の使い方として間違っていると思います。

もう一度お聞きいたします。平成24年10月5日付での延長許可申請について、4年も経過した今日のエネルギー政策の状況を根拠にして、今年28年8月3日付で許可することが法律的に可能なのかどうか、この一点について明確にお答えください。

#### 4. 政務活動費について

ちょうど、小池都知事が、予算編成にあたって「政党復活枠」の廃止を宣言していましたが、法律上予算を編成し、そして執行する権利は、知事に属しています。

先ほどの答弁で、政務活動費の交付決定と支出命令は議会事務局の職員が行うが、それは予算執行であるから、その職員は、知事部局の職員に併任されているとのことでしたが、つまり、議会事務局の職員が政務活動費の支給を行う場合には、知事部局の職員として知事の指揮監督を受けると考えていいのです。

また、定期監査の対象になるということも、政務活動費の支給が知事の権限であることを裏付けていると思います。

政務活動費の支給は議会の権限であると一般的に言われていますが、それは、あくまで慣例であり、法律的には、知事の権限に属すると考えていいのです。明確にお答え下さい。

知事に政務活動費の支給の法律的権限と責任があるとすれば、知事部局としても、収支報告書を何らかの形で独自にチェックすべきだと思いますが、県のお考えをお聞きします。

ミニ集会などで、政務活動費について聞くと、前払い制度が問題であるという意見がたくさん出されます。民間企業に勤めた経験がある方にとっては、後払いが常識のようです。

政務活動費を適正に使用するためにも、県の予算執行の方法として、事前に支出行為をすることを見直すよう検討すべきではないでしょうか。知事のお考えをお聞きします。

(再々質問)

#### 1. F-35Bの配備について

国の説明を聞いて不明な点があれば、確認することは当然だと思います。必ず照会していただくようお願いします。

また、英語と日本語では、ニュアンスが違ふことがよくあります。正確に理解するためには、必ず原文に当たる必要があると思います。報告そのもの、あるいは要約版でも構いませんので、ぜひ原文のものを手にいれて下さい、いかがでしょうか。

また、こうした経過を見ながら、必要な時期に、国と自治体による住民説明会を開催し、十分な情報提供と丁寧な説明をする必要があると思います。岩国市とも相談して、国に要請していただけないでしょうか。

当初の予定では、配備の時期が来月に迫っていますが、最終報告書もまとまっておらず、事故原因もよく分からない、従って対策も十分ではない、これではとても納得できません。今回のFA18ホーネットの事故原因も明らかにし、そうした状況が明らかになり、住民の理解が進むまで、F35Bの配備の延期を正式に求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

## 2. 愛宕山の法面工事について

答弁で、急傾斜危険区域と今回の法面工事の箇所は一カ所であるということでしたが、県からいただいた地図では何カ所か重なっているように思えます。正確な地図をいただいて、改めてご説明くださいよろしくお願いいたします。

大規模な自然破壊が行われ、住民に災害を及ぼす恐れさえあるこうした工事が、もし民間企業により行われたとすれば、違法な開発行為として直ちに摘発されるのではないのでしょうか。仮に、このまま放置して、将来災害が発生すれば、知事の責任も免れないと思います。県民の安全を守るために、知事として、しかるべき対応をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

## 3. 上関原発について

会社側の申請を受けて、その当時の状況で、土地需要があるかどうかを判断すればよく、それだけでは判断できないので、その後の状況変化を待って許可するというのは、どう考えても法律的には不可能だと思います。

知事の権限は、法律に基づき適正に執行される必要があります。今回の許可は、明らかに法の趣旨に反し、違法、無効と言わざるを得ません。速やかに撤回すべきだと思います。これ以上、同じ答弁を聞いても、とても納得できるものではありません。公有水面埋立法を所管する国土交通省の公式な見解を確かめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(答弁になっていません。議長、よろしくお取り計らいをお願いします)

以上